

鳥取県告示第 872 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市国府町殿字一ノ奥231の3・国府町拾石字所田ヨリ四天原入会286の4・287の3（以上3筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市国府町殿字一ノ奥209の1・209の2・211の1・217・231の1・国府町拾石字所田ヨリ四天原入会
285・286の1・287の1（以上8筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- (3) 解除の理由
ダム用地とするため